別記様式第一号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 令和1年 11月 1日 から 令和1年 11月 30日 まで ）

長 野 県 知 事 殿

年　　月　　日

住　　所　　長野市■■■町123-456
名　　称　　株式会社○○農産
代表者氏名　　代表取締役 俵 豊作

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：　水稲うるち玄米
生 産 年 度：　令和1年

単位：kg

検査区分	銘　　柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	特　上	特　等	1　等（合格）	2　等	3　等（等外）	規格外（等外上）	備　考
第3条	長野県産あきたこまち	紙袋	30kg	900			450	450			
第3条	長野県産あきたこまち	バラ	1,020kg	10,200			10,200				
第3条	長野県産風さやか	紙袋	30kg	2,400			2,100	300			
（第3条検査）計				13,500			12,750	750			
合　　計				13,500			12,750	750			

備考 1 代表者氏名を自書する場合においては、押印を省略することができる。
2 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
3 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下（法）という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第6条第1項の品位等検査（政府に売り渡す麦の品位等検査）、法第6条第2項の品位等検査（政府に売り渡す麦以外の麦の品位等検査）、法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。なお、検査区分ごとに合計を設けること。
4 数量の単位は、キログラムとすること。
5 本様式による報告に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）による報告を行っても差し支えない。

このPDFファイルは「PLAODAS 農産物検査報告書作成WEBシステム」のサンプルです。
お問合せは以下のURLのお問合せフォームよりご連絡ください。
https://nohken.plaodas.com/

別記様式第一号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 令和1年 11月 1日 から 令和1年 11月 30日 まで ）

長 野 県 知 事 殿　　年　　月　　日

住　　所　　長野市■■■町123-456
名　　称　　株式会社〇〇農産
代表者氏名　　代表取締役 俵 豊作

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：　水稲もち玄米
生 産 年 度：　令和1年

単位：kg

検査区分	銘　柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	特　上	特　等	1　等（合格）	2　等	3　等（等外）	規格外（等外上）	備　考
第3条	長野県産もちひかり	紙袋	30kg	0				450			
第3条	長野県産モリモリモチ	紙袋	30kg	900			900				
（第3条検査）計				1,350			900	450			
合　計				1,350			900	450			

備考１代表者氏名を自書する場合においては、押印を省略することができる。
２報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
３「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下（法）という。）第３条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第６条第１項の品位等検査（政府に売り渡す麦の品位等検査）、法第６条第２項の品位等検査（政府に売り渡す麦以外の麦の品位等検査）、法第９条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。
なお、検査区分ごとに合計を設けること。
４数量の単位は、キログラムとすること。
５本様式による報告に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）による報告を行っても差し支えない。

examples